

税金

7年度(6年中所得)市・府民税の申告

※2月17日(月)～3月17日(月)の平日午前9時～正午、午後1時～5時  
※2月23日(祝)午前10時～正午、午後1時～3時も開設  
※2月23日(祝)午後10時～正午、午後1時～3時も開設  
※2月23日(祝)午後10時～正午、午後1時～3時も開設  
※2月23日(祝)午後10時～正午、午後1時～3時も開設  
※2月23日(祝)午後10時～正午、午後1時～3時も開設

たは合計所得金額が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族+1)+31万円未満の人  
※同一生計配偶者や扶養親族がない場合は45万円未満の人  
○税務署の確定申告をする人  
○勤務先の給与支払報告書または公的年金などの支払報告書が市役所に提出される人  
申告に必要な物(一例)  
○本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)  
○個人番号確認書類(通知カード)  
○公的年金または給与の源泉徴収票  
○医療費控除の明細書  
※郵送の場合は写しを同封  
申告方法 郵送または窓口  
◆出張申告会場を開設  
とき 2月5日(水)・6日(木)午前9時30分～正午、午後1時～4時

給与支払報告書などの提出は1月31日(金)まで

給与などの支払者は「給与支払報告書」を1月31日(金)までに7年1月1日現在の従業員の住所となる市町村へ提出してください。  
※eLTAXで電子的提出の一元化が可能。詳しくはeLTAXホームページ参照

申込・問合先  
〒571-85805  
「門真市役所」課税課  
☎06(6902)51898

年金

公的年金等の源泉徴収票を送付

国民年金や厚生年金などの老齢年金を受けている人を対象に、1月中旬以降、日本年金機構から「令和6年分の公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。所得税の確定申告をする際にお使いください。  
※障害年金、遺族年金は非課税のため送付なし  
※市役所では発行不可



国民年金保険料の2年前納

2年前納は、4月分から2年分の国民年金保険料をまとめて支払える制度です。1年前納よりも保険料の割引額が多く、納め忘れもなくなります。  
□座振替やクレジットカードで2年前納を希望する人は、2月末までに納付申出書を守口年金事務所または金融機関へ提出してください。

◆2年前納の社会保険料控除  
2年前納で納めた国民年金保険料を所得から控除する場合は次のいずれかを選択できます。  
○納めた年に全額控除  
○各年分の保険料に相当する額を各年で控除

申込・問合先 守口年金事務所  
☎06(6993)3031

国民年金保険料の免除申請

保険料の納付が困難な人は、申請により保険料が全額または一部(4分の3、半額、4分の1)免除または納付猶予(50歳未満の人)になります。免除の結果は、前年所得などを日本年金機構が審査し決定します。また、離職した人には特例による免除制度もあります。未納のままにしておくと、年金を受け取れなくなる場合がありますので、すみやかに申請してください。

申請に必要な物

基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなど  
※離職した人は雇用保険被保険者離職票、退職辞令など  
※代理人が申請する場合は委任状と代理人の本人確認書類

申請方法  
申請書を郵送、持参またはマイナンバーから電子申請  
※申請書は日本年金機構ホームページからダウンロード可  
申請・問合先  
〒571-85805  
「門真市役所」市民課  
☎06(6902)6005



保険

医療費通知の税申告利用

市が国民健康保険加入世帯主

に年6回送る「医療費のお知らせ」は、医療費控除のための税申告で利用できます。11・12月診療分は発送が3月上旬となるため、間に合わない場合は医療機関などが発行した領収書を利用してください。  
マイナ保険証(健康保険証利用登録したマイナンバーカード)を持っている人は、医療費通知情報をマイナンバーで確認できます。確定申告をする人はマイナンバー連携を行うと申告書にデータが自動入力されます。  
※確定申告に関することは最寄りの税務署に問い合わせ  
問合先  
健康保険課  
☎06(6902)5697

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の社会保険料控除

支払った保険料は、確定申告または年末調整で所得から控除することができます。領収書などの添付は不要です。  
納付額が分らない時は納付済確認書を送付しますので、申込フォームから申し込みください。

問合先

収納課  
☎06(6902)56925



申込フォームはこちら

家屋の種類(用途)を変更した場合の変更登記が必要

事務所・店舗などで使用していた家屋を改修工事により住宅に変更するなど、家屋の種類(用途)を変更した場合は、法務局で建物表題部変更登記をしてください。  
※市で登記内容を確認後、所有者に連絡する場合あり  
※事情により変更登記ができない場合、未登記家屋の場合お問い合わせ

償却資産の申告は1月31日(金)まで

市内に固定資産税対象の償却資産(事業用の構築物・機械・車両・器具)を持つ個人・法人(事業用資産の貸し付けを含む)は、7年1月1日現在の資産

防災

上下水道

1月17日は「防災とボランティアの日」  
1月15日～21日は「防災とボランティア週間」

市では、自治会を中心とした自主防災組織に対し、ハンマーやバール、ツルハシなどをセットにした防災資機材を貸与しています。そのほか、防災講話の実施などにより地域の自主防災訓練を支援します。自助・共助による地域防災力を高めましょう。

※貸与には申請が必要。貸与時期は在庫状況による  
問合先 危機管理課  
☎06(6902)5812

りそな銀行、関西みらい銀行での窓口収納を終了  
3月31日(月)をもって、りそな銀行、関西みらい銀行での納付書を使用した上下水道料金(下水道事業受益者負担金を含む)の窓口支払いが終了します。4月1日(火)から、納付書に同行の印字がある場合でも窓口支払いができなくなるため、そのほか印字されている金融機関で納付してください。口座振替は引き続き利用できます。

問合先  
お客さまセンター  
☎06(6903)8149

水道メーター取り替え

環境水道部では、計量法に基づき、有効期間(8年)を満了する水道メーターの取替工事を順次進めています。  
1月の取替工事予定地区  
次の各地域の一部  
一番町、東田町、柳田町、松生町、桑才新町、北島町、北島東町、大字北島、沖町、五月田町

※地区を追加する場合あり  
※不在でも取り替える場合あり  
施工業者 (株)星和建設工業  
千石東町38-5  
☎072(812)5120

費用

無料  
市職員を装った訪問販売、詐欺にご注意ください  
問合先 お客さまセンター  
☎06(6903)21222

市役所の日曜相談窓口(1月)

| 相談内容                          | とき                                                   | 持ち物・業務内容・問合先など                                                                                                     |
|-------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マイナンバー                        | 12日(日)・26日(日)<br>午前9時～正午                             | 業務内容 マイナンバーカードの交付・再交付、電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定・ロック解除、マイナンバーに関する相談<br>※混雑時は待ち時間が発生する場合あり<br>相談・問合先 市民課<br>☎06(6902)5821 |
| 国民年金                          | 26日(日)<br>午前9時～正午                                    | 業務内容 国民年金加入、免除申請など<br>持ち物 基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなど<br>※離職した人は離職票、代理申請は委任状が必要<br>相談・問合先 市民課<br>☎06(6902)6005         |
| 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料納付 | 26日(日)<br>午前9時～正午<br>※予約者優先。市公式LINEから事前予約可。受付は2週間前まで | 持ち物 運転免許証など本人確認ができる物<br>相談・問合先 収納課<br>☎06(6902)5935                                                                |